

さっぽろ CSR インフォメーション掲載事業
実施内容（広報協力）

平成 31 年 4 月 1 日

事業名称	さっぽろ MU 煙デー
依頼内容	本市では、「受動喫煙のない、空気のきれいな街」を目指して、毎月 3 日を「さっぽろ MU 煙デー」として受動喫煙防止キャンペーンを実施しております。つきましては、ポスター・パンフレットの配架により、さっぽろ MU 煙デーの周知にご協力ください。

○広報協力の依頼内容詳細

広報物の種類と サイズ・ページ	ポスター : B2 サイズ パンフレット : A4 サイズ/三つ折り
配架・掲出期間	特になし
募集条件	■札幌市内の事業所であること
選定の有無	■なし（募集条件に該当するすべての企業が参加可能）
申込方法	下記担当者に直接メール・電話等でご連絡いただくか、ホームページの入力フォームからお申込ください。
申込締切	特になし
その他留意事項等	

○連絡先

所管	保健福祉局保健所健康企画課		
電話	011-622-5151	E-Mail	kenkou-suishin@city.sapporo.jp

たばこの煙、
吸わない人には
吸わせない。
子どもたちには

絶対吸わせない。

受動喫煙とは、
他人のたばこの煙を
吸わされること。

その煙には、**発がん物質**を含む
多くの有害物質が含まれています。

受動喫煙は**子どもの呼吸器疾患や
中耳炎、乳幼児突然死症候群**を
引き起こすことが分かっています。

また、**妊婦自身やその周囲の人の**

喫煙によって**低体重児**や
早産のリスクが上昇します。

受動喫煙の防止に
ご協力ください



SAPPORO

健康増進法
第25条

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」



受動喫煙のない空気のきれいな街へ。
さあ、その一歩をはじめよう。
毎月3日は みんなで参加(3日)する日です。

